

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚 信 孝

路 線 名	県道 深谷嵐山線
供用開始の区間	比企郡嵐山町大字菅谷字西側 四二七番地先から 同郡同町大字菅谷字西側四五 二番地先まで（ただし、関係図 面に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	令和八年三月二十三日
備 考	令和二年十月三十日付け 埼玉県東松山県土整備事 務所長告示第十三号で告 示した道路予定区域の一部 供用開始である。延長二〇 四・七五メートル。